

速度取締り指針

市原警察署管内の速度取締り重点

平成31年 2月
市原警察署

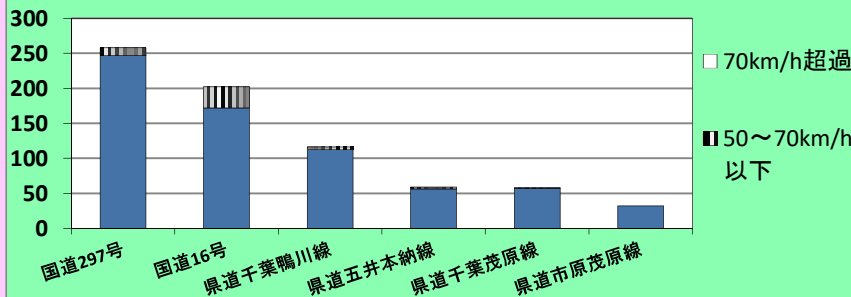
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道297号	6:00~10:00 16:00~20:00	平蔵	50km/h
国道16号	6:00~10:00 16:00~20:00	八幡・姉崎	60km/h

☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

市原警察署管内における交通事故実態

図 1

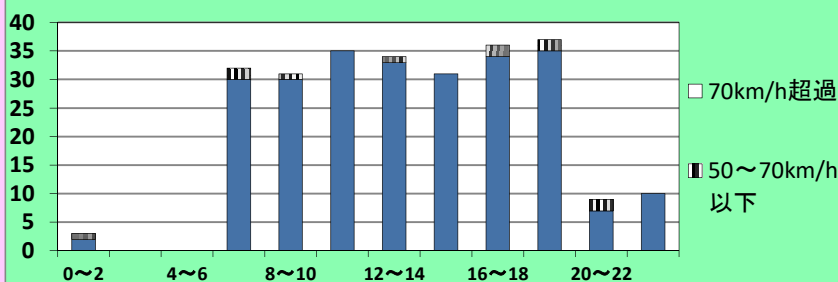
主な路線別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年)



◎ 主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況を比較すると、国道297号での発生が最も多い。
◎ 危険認知速度別に見ると、国道297号及び国道16号において高速度の事故が発生している。

図 2

国道297号における時間別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年)



◎ 過去3年の国道297号における時間帯別・危険認知速度別事故発生状況を比較すると、16時から20時の時間帯に高速度での事故が増加傾向にある。

～平成30年中の人身事故発生状況～

- 平成30年中に発生した人身事故の4分の1以上が国道での発生
- 市原警察署管内で発生した交通死亡事故は9件(死者10名)

その他の交通指導取締り要点

国道297号、国道16号及び各県道における速度取締りのほか、交差点や単路での人身事故及び物件事故の発生が多く、飲酒運転による事故も市内の全域で発生していることから、一時不停止違反、信号無視違反、歩行者妨害違反及び飲酒運転の取締りも実施していきます。